

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会
通報窓口に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本パラアイスホッケー協会（以下本協会という）に通報窓口を設置し、本協会コンプライアンス規程に基づき、スポーツの場における暴力行為を含むすべてのハラスメント行為、その他組織的又は個人的な不正行為等の早期発見、是正及び再発防止の体制を整えることを目的とする。

(体制)

- 第2条 本協会は、本条各項に定める通り通報窓口を設置する。
- 2 本協会の相談窓口の管理責任者は本協会理事から選任された本協会コンプライアンス委員長とする。
 - 3 管理責任者は自ら或いは自ら指名した者を通報窓口の担当者とし、通報窓口の適切な運営のための必要な措置を取り、通報に関わる事実関係に関し調査を命ずる。
 - 4 本協会は、通報窓口を適切かつ効果的に運営するために事務の全部又は一部を法律事務所、又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会総務部に委託することが出来る。
 - 5 委託を受けた者は、本協会管理責任者と連携を密にし、通報窓口が受け付けた通報の内容及び通報の対応状況について、随時、本協会管理責任者に報告する。
 - 6 通報窓口の連絡先及び対応方法は以下に掲げるとおりとする。

<本協会通報窓口>

(電話)

(メール)

<外部通報窓口> 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

(電話) 080-7801-6611

ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業

(電話) 03-5157-8200

(通報対象事項)

- 第3条 通報窓口は、本協会コンプライアンス規程第6条に定める事項に違反し又は違反するおそれのある行為（以下「違反行為等」という。）に関する相談を対象とする。ただし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁又は調停手続き、若しくは裁判所に係属中の事件に関する事項は相談の対象から除かれる。
- 2 通報窓口は、前項本文に定める相談の対象以外の事項に関する相談、個人の私怨、誹謗中傷、又は不当な不平不満のいずれかに該当することが明らかであると通報窓口が判断した相談には対応しない。

(利用者の範囲)

第4条 通報窓口を利用できる者(以下「利用者」という。)本協会コンプライアンス規程第2条に定める者(本協会役職員、本協会制度に基づき登録、委嘱を行っている者を含む)とする。

(利用方法)

第5条 通報窓口の利用は、第2条第5項記載の連絡先への電話、FAX、メール、又は面談により行うものとする。

2 本協会は、前項の利用方法については、本協会ホームページ等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(対応)

第6条 通報窓口は、相談を受けた場合速やかに必要な対応を取るものとする。

2 通報窓口の利用又は相談の内容により利用者にいかなる不利益な取扱いもなされてはならない。通報窓口は、利用者に対して不利益な取扱いがなされないように配慮し、相談を受けた際は利用者に対しその旨を説明するものとする。

3 通報窓口は利用者の氏名、連絡先その他の個人情報及び相談内容の秘密の保持に十分配慮するものとする。

4 通報窓口は相談内容に関わる事実について、違反行為等の行為者及び関係者の氏名及び違反行為等の概要について聴取し、出来る限り当該違反行為等があったことが認められる具体的な事実を明らかにするよう努めるものとする。

5 本協会及び通報窓口は、相談を受けた事項について必要があると認める場合には、利用者及び関係者から追加で必要な事項の聴取を行い、その他違反行為等に関する事实现為を明らかにするための調査(以下「事実調査」という。)を行うものとする。

6 利用者の相談に対して本条第4項の定めに従い適切な聴取に努めたにもかかわらず、通報窓口において利用者の連絡先を確知できない場合、違反行為等の概要を把握できない場合、その他この規程に基づく事実関係の調査その他の対応を取ることが困難である場合には、本協会はかかる対応を取る義務を負わない。

7 相談窓口は調査結果を管理責任者に報告するものとする。

(情報等の保護)

第7条 本協会及び本規程に定める通報窓口の事務に携わる全ての者は、利用者の個人情報、通報窓口の利用及び相談の内容に関する情報、並びに事実調査の過程で知り得た一切の事実を、善良な管理者の注意を以て秘密として取扱い、外部に漏洩又は開示してはならない。ただし、通報窓口の事務又は事実関係の委託を受けた者で、次項に定める守秘義務を負う者への開示についてはこの限りではない。

2 本協会は、相談窓口の事務及び事実調査の全部又は外部に委託する場合は、委託先に対しても前項本文に定める守秘義務を課すものとする。

3 故意または過失により第1項の定め反して同項に定める事項を外部に漏洩又は開

示した者には、本協会の規定等に従って相当な処分を課す。

- 4 本協会は利用者が通報窓口を利用したことを理由として当該利用者及び関係者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

(結果の取扱い)

第8条 本協会は相談者から結果について照会があった場合は、本協会が当該相談に基づきとった対応の有無及びその内容を丁寧に説明するものとする。ただし、個人情報や本協会が不適切と判断した内容についてはこの限りではない。

- 2 相談者以外からの結果の紹介には原則としてこれに応じないものとする。ただし、本協会が必要と認めた者からの結果の紹介については、全部又は一部を説明することができる。

第9条 この規定に定めるものの他、この規定を実施するための必要な事項は、本協会コンプライアンス委員会において定め理事会に報告する。

附則

1. この規程は2020年6月1日より適用する。